

資料 1

議会改革に関する取り組みの背景と経緯

1 これまでの取り組みについて

- ・平成30年6月に議会改革調査特別委員会を立ち上げ、議会改革に関する取り組みを始める。(平成30年6月～平成31年3月)
- ・令和元年の町議会議員選挙が無投票となったこともあり、あらためて議会改革特別委員会を立ち上げた。(令和元年9月～令和3年11月)
 - 会議や評決の在り方の見直し、傍聴規則の大幅緩和、町民との意見交換会の開催や各種団体や事業者との意見交換、アンケートによる意見収集等に取り組んだ。
- ・前回に引き続き無投票となった令和5年の町議会議員選挙後にあらためて議会改革特別委員会を立ち上げた。

■議会改革に関する継続的な取り組みの結果、早稲田大学マニフェスト研究所の調査による議会改革度ランキングにおいて、平成4年度に1,215位であったものが令和4年度には395位にまで上昇している。

2 議会改革に関する外部団体からの課題提起

- ・町議会議員選挙が連続二回無投票となったことに対して、早稲田大学マニフェスト研究所から以下の課題提起を受けた。

- ①「新たな立候補者が少ない」ということから議員になろうというモチベーションが低いということが想定される。議会の役割や機能の見える化を通じ、議会・議員活動の意義や魅力を町民に継続して伝えていく取り組みが必要。
- ②様々な背景を持つ町民が議員として活躍できる環境を整備することも重要。低い議員報酬の改善や育児や障がいを持つ方々への対応等も検討し、志をもって議員になった方が議員活用に支障が生じない条件、環境づくりに取り組んでいくこと。

- ・全国町村議会では「町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機」として以下の提言を行っている。

①「町村議会のなり手不足に潜む3つの危機」

- ・3つの危機とは、
 - あらゆる町村議会にとっての危機

■議会だけでなくその町・村全体にとっての危機

■都道府県にとっての危機

を指す。

- ・これは町村議会の問題にとどまらないからこそ、副題を「議会の取組と幅広い協働により地方自治の未来を創ろう」とし、議会の取り組みに加え様々な主体が共同する必要性について提言している。

② 3つの危機を防ぐための視点

- ・議会としては、短絡的な対策を採らないよう注意を払う必要がある。将来的な視点を欠く対策は、議会の存在意義である「多様な人材の参画」に逆行する。無投票の根本的な防止策とはならない。
- ・低水準な議員報酬の改善はなり手不足対策として非常に重要であるが、目先の選挙戦実現を急ぐあまり、新しい報酬額に見合う活動内容や活動量の裏付けをとらないまま増額に踏み切ってしまうと住民からの不信感を招くこともある。
- ・近年では、議員報酬引き上げの代わりに議員定数を減らす議論を行っている議会も散見される。「議員報酬を二割増額するために定数を二割削減」といったような論理であるが、「そもそも報酬や定数の根拠は何か」という根本的な考えが欠如しており、本来両者は別の問題として議論されるべきものである。
- ・定数とは、そもそも住民の多様な意見を議会に反映するため何人の議員が必要か、議会が合議制機関としての機能を十分に発揮するために何人の議員が必要かを出発点として考えるべきであり、選挙戦の実現とは無関係の事柄である。
- ・さらに深刻なのは、立候補者が少なく定数割れとなった議会や補欠選挙が行えないまま欠員状態が長期間継続してしまったような議会である。議決結果だけを考慮すれば、欠員が生じても議会は支障なく運用されているが、議会は単なる多数決の場ではなく、住民の多様性を反映した議論を通じて、団体石をけてする場であり、その決定までの過程が重要である。したがって、欠員が生じても議会の停滞が逸れたことをもって定数削減を主張することは妥当ではない。
- ・定数を削減すると当選のハードルが上がるという意味で、新たな議員のなり手にとっては立候補の阻害要因になる。定数を下げたことによって立候補を取りやめる潜在的ななり手が存在する可能性を考慮する必要がある。